

## ● 分別のご相談 ～ どの品目に分別すればいいのかわからない ～

私たちの便利で快適な暮らしは、たくさんの「もの」で支えられています。それを適正に処理しなければ、どんどんごみが増えていきます。使い捨てを避け、買いものをするときは、捨てることを考えて過剰な包装を断るなど、できるだけごみを出さない工夫が求められています。

そうは言ってもごみは出てしまうものです。そこで、家庭から出るごみは、法律で市町村が責任をもって適正に処理することとなっています。そのため市では、各家庭から出たごみを計画的に収集運搬し、焼却・破碎処理でかさばりを小さくして最終処分場に埋め立てていますが、それだけでは、すぐに満杯になってしまうため、資源物回収を行いごみの減量・資源化に取り組んでいます（6ページ参照）。この処理を適正に行うためには、市民の皆様の分別への協力が不可欠です。

最近では、様々な素材でできた複合素材の「もの」が増えてきていて、分別が分かりにくくなっています。分別の方法が分からない場合は、お気軽にご相談ください。

## ● まごころ収集 ～ ごみを持ち出すことができずに困っている ～

市では、様々な事情でごみや資源物を持ち出すことが困難な世帯を対象に、職員が玄関先までお伺いし、戸別に収集を行っています。ご利用を希望される場合は、環境政策課へご相談ください。

### ◆ まごころ収集の対象となる世帯 ◆

世帯を構成する全ての人々が、ごみ等の排出を自ら行うことが困難で、次のいずれかに該当する世帯

- ・ 65 歳以上の人
- ・ 身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳などの交付を受けている人
- ・ 介護保険の要介護認定を受けている人

※ただし、身近な人から支援を受けられる場合は、まごころ収集をご利用できません。

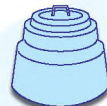
※粗大ごみ・一時多量ごみ・処理困難物（13 ページ）の収集は行っていません。

## ● コンポスト容器などの貸与 ～ 生ごみを堆肥化したい ～

令和元年 11 月の日向市家庭ごみ組成調査結果によると、家庭から持ち出された「燃やせるごみ」のうち約 47%が生ごみとなっています。また、生ごみの約 3%が賞味期限切れなどの手付かずの未開封食品です。冷蔵庫の中身をチェックして、買い過ぎ・詰め込み過ぎに注意しましょう。

市では、生ごみ減量化の対策として、右記の容器を無料で貸し出しています。ご利用になりたい場合は、環境政策課までお申し込みください。

コンポスト容器



土に埋めて堆肥化

EM 容器



EM ぼかして堆肥化

生ごみカラット



生ごみを乾かして減量化

## ● 散乱防止ネットの設置 ～ カラスがごみを散らかして困っている ～

小屋・箱などは、決められた日以外の持ち出しや地区外からの持ち込みなどのトラブルが生じるため、原則、設置できません。そこで、ごみの散乱防止対策としてネットを無料で貸し出しています。カラスはごみ袋を目で確認して生ごみなどをつつき、一度、餌に有り付けるとその場所を繰り返し狙う傾向があります。生ごみは、①しっかり水切りする ②内袋で包む ③袋の中心部分に

入れる ④ネットをしっかりと掛ける などの丁寧なごみ出しをお願いします。

カラスなどからの被害でお困りの際は、環境政策課へご相談ください。



## ● 違反ごみのご相談 ～ 繰り返し違反ごみが出て困っている ～

クリーンステーションのルール違反ごみでお困りの際は、環境政策課にご相談ください。繰り返し違反ごみが出ている場所は、廃止や移設をすると解決する場合がありますが、クリーンステーションはお住まいの地域の代表者（区長など）と市との協議により決められていますので、**新設・移設・廃止**する場合は、**事前に**環境政策課へご相談ください。なお、**違反ごみについては、開封調査後に排出者への戸別訪問・啓発**を行っています。悪質な場合は、関係機関と協議しながら対応します。

## ● 出前講座・施設見学

環境問題から身近なごみ出しなどについて、環境政策課から職員を派遣してご説明させていただいています。少人数でもかまいません。お気軽に環境政策課までお申し込みください。また、最終処分場などの見学もできますので、是非、環境学習などにご活用ください。